

報道各位

## 高額療養費の一部支給漏れに係る調査結果について

令和5年3月30日付けで報道発表した高額療養費の一部支給漏れについて、未支給に係る調査結果が最終的にまとまりましたのでお知らせします。

### 1 概要

令和5年2月に被保険者からの問い合わせにより、以下の二点の場合において、当広域連合の事務処理誤りによる高額療養費の一部支給漏れがあることが判明したことを受け、対象者等を調査したもの

#### (1) 第三者行為関係

第三者行為（交通事故に遭ったり、飼い犬に咬まれたときなど）による傷病届の提出があった場合

#### (2) 資格の喪失・再取得関係

以下のとおり、資格の喪失・再取得が生じた場合

ア 市町村外に転出後、元の市町村に再転入した場合

イ 生活保護開始により被保険者の資格喪失後、生活保護終了により被保険者の資格を再取得した場合

ウ 資格喪失の取消により被保険者の資格が回復した場合

### 2 調査結果（未支給の状況）

支給漏れの可能性がある被保険者について、保管する過去5年間分の診療報酬明細書（レセプト）により未支給の有無を調査した結果、先に報道発表したものを含めて 424人、6,703,965円の支給漏れがあることを確認しました。

区分	人数	金額
(1) 第三者行為関係	396人	6,320,680円
(2) 資格関係	28人	383,285円
計	424人	6,703,965円

### 3 対応状況

対象者には事案が判明した令和5年3月以降、既に謝罪を行い、順次、支給手続を進めています。

### 4 その他

本日のお問い合わせにつきましては、午後5時までにお問い合わせいたします。

#### 【お問合せ先】

新潟県後期高齢者医療広域連合

業務課長 寺山

TEL：025-285-3222 FAX：025-285-3315